

令和3年度 第12回阿見町農業委員会会議録

1. 日 時：令和4年3月10日（木）午後3時

2. 場 所：阿見町役場 3階 305会議室

3. 出席委員：農業委員 9名

農地利用最適化推進委員 10名

1番 藤 平 清 子 君	1番 渡 邊 通 君
2番 小 泉 治 久 君	2番 吉 田 一 男 君
3番 柳 生 利 幸 君	3番 山 崎 明 君
4番 浅 野 敬 司 君	4番 小 見 川 清 君
5番 吉 田 和 嗣 君	5番 小 松 崎 秀 昭 君
6番 島 田 辰 男 君	6番 福 岡 み つ 子 君
8番 横 張 清 彦 君	7番 諏 訪 原 早 苗 君
9番 青 山 和 泉 君	8番 野 口 裕 司 君
10番 山 崎 久 司 君	9番 栗 山 繁 君
	10番 大 塚 康 夫 君

4. 欠席委員：農業委員 7番 長谷川義洋 君

5. 議事日程：第1 議事録署名委員の指名

第2

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可について

議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第4号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画及び
農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画
の決定について

議案第7号 阿見町農作業標準賃金表（案）について

報告第1号 農地法第3条の規定による農地中間管理機構の農地売買等事業の届出に
対する決定について

報告第2号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定に
ついて

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

その他

6. 農業委員会事務局

農業委員会事務局長 吉田 恭久 君

農業委員会事務局 久保田義和 君

農業委員会事務局 関山 学 君

7. 会議の概要

午後3時 開会

事務局は、定刻に達したので開会を宣する。

阿見町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長になる。

議 長： 本日の出席委員は19で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろしいか諮ったところ全員異議なしにより、6番島田辰男委員・8番横張清彦委員の兩名を指名した。続いて議事に入る。

<議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について>

議 長： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

今回は、8件の申請がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

整理番号1番、申請日2月22日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が3a、契約内容は所有権移転交換です。

整理番号2番、申請日2月22日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、1筆、面積が4a、契約内容は所有権移転交換です。申請地は、〇〇を起点に南東へ約750mと、約800mにそれぞれ位置しております。いずれも農振農用地区域内の農地で、申請地に隣接する農地をそれぞれ所有しており、本申請により一体的に利用することが可能となり、耕作利便性の向上を図るものです。(1番は露地野菜、2番は水稻。)

整理番号3番、申請日2月24日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、9筆、阿見町大字若栗、地目は田、16筆、面積合計が115a、契約内容は所有権移転売買です。

申請地は、〇〇を起点に東南東へ約1km~1.1kmの範囲にそれぞれ位置し、互いに隣接した一団の農地であります。いずれも農振農用地区域内で、今回の権利移転により農業経営の効率化を図るものです。作付予定作物はレンコンです。

整理番号4番、申請日2月24日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、阿見町大字若栗、地目は畑、1筆、面積合計が100a、契約内容は所有権移転売買です。申請地は、〇〇を起点に〇〇地内が北東へ約500m、〇〇地内が北東へ約1.2kmにそれぞれ位置しています。いずれも農振農用地区域内の農地で、作付予定作物はさつまいもです。

整理番号5番、申請日2月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田1筆、畑5筆、阿見町大字〇〇、地目は畑1筆、面積合計が187a、契約内容は所有権移転贈与です。申請地は、〇〇を起点に南東へ約900mと、南南東へ約1kmに位置しています。いずれも農振農用地区域内の農地で、現況地目はすべて畑です。作付予定作物は長ネギです。

整理番号6番、申請日2月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑2筆、田1筆、面積合計が7a、契約内容は所有権移転売買です。申請地は、〇〇を起点に、畑は南南東へ約250m、田んぼは南西に約400mに位置しています。いずれも農振農用地区域内の農地で、作付予定作物は露地野菜と水稻です。

整理番号7番、申請日2月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が2a、契約内容は所有権移転売買です。申請地は、〇〇を起点に、南南西へ約250mに位置しています。農振農用地区域内の農地で、作付予定作物はネギです。

整理番号8番、申請日2月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が2a、契約内容は所有権移転売買です。申請地は、〇〇から南南西へ約1km、〇〇から北東に約750mに位置しています。農振農用地区域内の農地で、作付予定作物はネギ・大根です。以上8件につきまして、いずれも申請書類及び添付資料等においては、問題となるような項目は見受けられませんでした。簡単ですが説明は以上になります。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番2番5番を8番横張清彦委員、整理番号3番を3番柳生利幸委員、4番を6番島田辰男委員、1番藤平清子委員、6番7番8番を4番浅野敬司委員お願いいたします。

8番： 整理番号1番及び2番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は、いずれも耕作中の農地で、管理は適正に行われています。境界に

についても問題なく、譲受人が、本申請地を取得後も、引続き適正に管理し耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

3 番： 整理番号 3 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は、耕作中の農地で、管理は適正に行われています。境界についても問題なく、譲受人が、本申請地を取得後も、引続き適正に管理し耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

6 番： 整理番号 4 番の上長の農地について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は、休耕中の農地で、管理は適正に行われています。境界についても問題なく、譲受人が、本申請地を取得後も、引続き適正に管理し耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

1 番： 整理番号 4 番の若栗の農地について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は、休耕中の農地で、長期間放置されていたため状態はあまりよくありませんでしたが、隣接農地への影響は無く、境界についても問題ありませんでした。譲受人が、本申請地を取得後に、荒地を解消して適正に耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

8 番： 整理番号 5 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は、耕作中の農地で、管理は適正に行われています。境界についても問題なく、譲受人が、本申請地を取得後も、引続き適正に管理し耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

4 番： 整理番号 6 番 7 番 8 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は、田んぼは耕作中、畑は休耕中の農地で、管理はいずれも適正に行われていました。境界についても問題なく、それぞれの譲受人が、本申請地を取得後も、引続き適正に管理し耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。

これより議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

<議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可について>

議 長： 続いて、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可についてを議題と致します。事務局説明をお願いします。

事 務 局： 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可について

今回は、1 件の申請がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

整理番号 1 番、申請日 2 月 2 4 日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1 筆、面積が 0.1 a です。申請地は、〇〇から南へ約 350m に位置しています。宅地敷地から既存の倉庫の一部が農地に越境していたことが判明し、これを是正するためのもので顛末書が添付されています。令和 4 年 2 月 22 日付で農振農用地区域から除外され、農地区分は、

周囲は農業公共投資の行われていない10ha以上農地が広がっていることから第1種農地と判断しました。隣接する土地を利用し整備する「既存の施設の拡張」（農地法施行規則第35条第5号）によるものであり、農地の転用の不許可の例外（農地法施行令第4条第1項第2号ハ）に該当します。なお、当該倉庫についてですが、軽量鉄骨造平屋建て、建築面積は1a。うち越境部分は0.04aになります。

簡単ですが以上になります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を8番横張清彦委員お願いいたします。

8番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は、越境している倉庫を確認し、是正に必要な最小限の範囲で分筆され、隣地農地への影響もありませんでした。顛末書により、やむを得ない事情等を考慮し、本申請については、追認による許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第2号 農地法第4条の規定による許可について採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

<議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について>

議 長： 続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

今回は、6件の申請がありました。整理番号3番につきましては、取下げの申出が譲受人側から ありましたので、議案から削除願います。取下げ理由としましては、改めて測量を行う必要が生じたことによるものです。その他主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

整理番号1番、申請日2月21日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、2筆、面積合計が25aの内16aです。契約内容は一時転用です。申請地は、〇〇から南西へ約300mに位置しており、農振農用地区域内にある農地であるため、一時転用許可申請に係る意見書が添えてあります。水道工事受注に伴い、発生土等の仮置場を設置するもので、昨年11月の定例総会にて一時転用の許可を行ったものですが、当初予定していた期間内に発生土等の移設先が決まらず、転用期間のみを延長するものになります。

整理番号2番、申請日2月22日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が3aです。契約内容は所有権移転売買です。申請地につきまして、〇〇から南東へ約300mに位置し、周囲には宅地が点在し、小集団の農地であり、第3種農地及び第1種農地にも該当しないので第2種農地と判断しました。選定にあたっては候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。また、こちらは過去に自己用住宅として転用されていたのですが、地目変更を行わずに老朽化した家屋は取り壊され、現在更地となっています。

事業計画は、事業用車両を4台（軽トラック、1tトラックそれぞれ2台ずつ）駐車するもので、造成計画については、現状のまま利用。周囲には既にフェンスや擁壁が設置済であります。雨水は自然流下で、資金計画は土地購入に係る費用を自己資金により行います。

整理番号4番、申請日2月24日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、3筆、面積合計が17aの内3aです。契約内容は一時転用です。申請地は、〇〇から南南東へ約4.5kmに位置しており、周囲は山林等に囲まれており、第3種農地及び第1種農地にも該当しないので第2種農地と判断しました。

事業計画は、工事用道路として隣接する他の地目の土地と併せて設置するものです。事業完了後は、現状復旧のうえ、土地所有者の立会確認を実施する予定で、関係法令との協議も終了しております。

整理番号5番、申請日2月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が2aです。契約内容は使用貸借権です。申請地につきまして、〇〇から南へ約350mに位置しています。自己用住宅の建築に当たり、家屋の一部が農地に越境していたことが完成後に判明し、これを是正するためのもので顛末書が添付されています。

令和4年2月22日付で農振農用地区域から除外され、周囲は農業公共投資の行われていない10ha以上農地が広がっていることから、農地区分は第1種農地と判断しました。集落に接続して設置されるものであり、選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。

計画内容は、木造平屋建て。造成計画は、現状のまま利用し、周囲は道路に接しない箇所へ防護柵（CB土留めにフェンス）を設けます。用排水計画は、公共上水道、雨水は敷地内に浸透枿を設置、汚水雑排水は合併浄化槽により処理します。追認案件のため資金は支払い済、他法令については、県南県民センター建築指導課の担当者に確認したところ、60条証明相当の資料を追加提出するよう伝達して欲しい旨の話がありました。文化財保護法につきましては、周知の包蔵地には含まれておりません。

整理番号6番、申請日2月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が0.1aです。契約内容は所有権移転売買です。申請地につきまして、〇〇から南西へ約700mに位置しており、新設道路土地買収によって、町道付け替え道路と旧町道払い下げ地に挟まれた極小残地で、第3種農地及び第1種農地にも該当しないので第2種農地と判断しました。選定にあたっては候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。

既存の事業用地に隣接しているため、利便性の向上を図るもので、造成計画については、現状のまま利用。雨水は自然流下となります。資金計画は自己資金により行います。

簡単ではありますが、説明は以上になります。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を3番柳生利幸委員、整理番号2番、5番を8番横張清彦委員、整理番号4番、6番を6番島田辰男委員を6番島田辰男委員お願いたします。

3番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は、適正に事業を行われており、隣地への影響も、現状は問題ありませんでした。引続き農地法を遵守し、事業展開を行うものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

8番： 整理番号2番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は、土地の管理は適正に行われていました。また、隣地境界は問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

6番： 整理番号4番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は雑木林に近い状態で、耕作ができる状態ではありませんでした。また、隣地境界については問題なく、周辺への影響もありませんでした。本申請により、一時転用の終了時には農地に復元され、若干ですが荒廃農地の解消にもつながることからも、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

8 番： 整理番号 5 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は、越境している自己用住宅を確認し、是正に必要な最小限の範囲で分筆され、隣地農地への影響もありませんでした。顛末書により、本人及び関係者も猛省しており、本申請については、追認による許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

6 番： 整理番号 6 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は、耕作するには非効率な形状ではありますが、土地の管理は適正に行われていました。また、隣地境界も問題なく、土地利用計画内容 からも、周辺農地への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可について、本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
（全員挙手）
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

<議案第 4 号 現況確認証明の発行について（非農地証明）>

議 長： 続いて、議案第 4 号 現況確認証明の発行について（非農地証明）を議題といたします。

整理番号 1 番が農業委員小泉治久委員に関連しますので退室をお願い致します。

事 務 局： 議案第 4 号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

今回は、1 件の願出がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

整理番号 1 番、申請日 2 月 2 1 日、申請地阿見町大字〇〇字〇〇、地目は畑、1 筆、面積が 1 1 9 a の内 9 3 a です。願出地は、〇〇から南西に約 600m に位置しています。国土地理院の航空写真から、非農地になって 20 年以上が経過し、かつ違反転用に対して是正指導中ではない土地であります。

簡単ですが以上になります。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号 1 番を 6 番島田辰男委員お願ひいたします。

6 番： 整理番号 1 番について報告します。現地確認の結果、既に山林化していて、耕うん機等の機械を入れることによって、耕作が可能となる土地ではないため、今回の非農地証明の発行は、妥当であると判断いたします。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第 4 号 現況確認証明の発行について採決をいたします。
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
（全員挙手）
賛成多数と認めます。よって現況確認証明を発行することを決定いたします。
（農業委員 2 番小泉治久委員入室）

<議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について>

議 長： 続いて、議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事 務 局： 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

整理番号1番から17番、地目は田で19筆、202a、地目は畑で11筆、226a、面積合計428a、貸し手17名、借り手11名と1社、賃貸借13件、使用貸借4件、新規設定4件、再設定13件です。詳細については、お読み取りください。

議 長： 説明は以上です。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について採決をいたします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定について>

議 長： 続いて、議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事 務 局： 議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定について

農地中間管理事業の一括方式による契約となります。

整理番号1番、地目は畑、125aの内66a、契約内容は賃貸借です。詳細については、お読み取りください。

議 長： 説明は以上です。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定についてを採決いたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり決定いたします。

<議案第7号 阿見町農作業標準賃金表(案)について>

議 長： 続いて、議案第7号 阿見町農作業標準賃金表(案)についてを議題と致します。事務局説明をお願いします。

事 務 局： 議案第7号 阿見町農作業標準賃金表(案)について

本日、午後2時30分より賃金検討委員4名で、農作業標準賃金検討委員会を開催し、審議していただきました。

検討委員会で報告委員を選出しましたので、報告をお願いいたします。

- 議 長： それでは、報告委員 6 番島田辰男委員、お願いします。
- 6 番： 農作業標準賃金検討委員会において、審議の結果、標準賃金の時給が上がっていることを考慮し、農作業臨時雇用標準賃金を7,000円から7,200円へ改定、その他については、従来通りとなりました。
- 議 長： これで報告委員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
(「質疑なし」との声あり)
質疑なしと認めます。
これより議案第 7 号 阿見町農作業標準賃金について採決をいたします。
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
(全員挙手)
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<報告事項>

- 議 長： これより報告事項に入ります。事務局お願いします。
- 事 務 局： 報告第 1 号農地法第 3 条の規定による農地中間管理機構の農地売買等事業の届出に対する決定について、案件は 3 件です。
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。
- 議 長： 報告第 1 号については以上です。
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。
特に発言がないようなので、以上で報告第 1 号を終わります。
- 事 務 局： 続きまして、報告第 2 号農地法第 5 条の規定による市街化区域内的の農地転用届出に対する決定について、案件は 1 3 件です。
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。
- 議 長： 報告第 2 号については以上です。
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。
特に発言がないようなので、以上で報告第 2 号を終わります。
- 事 務 局： 続きまして、報告第 3 号農地法 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について、案件は 7 件です。
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。
- 議 長： 報告第 3 号については以上です。
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。
特に発言がないようなので、以上で報告第 3 号を終わります。
以上で本日の議案をすべて終了いたしました。次にその他に入ります。事務局お願いします。

<その他>

- 事 務 局： その他(事務連絡)
- ①直近の活動報告
ジャガイモ種芋植付実施済み(横張委員)
- ②今後の予定
総会終了後「農業委員会だより編集委員会」

③現地調査及び総会の予定

臨時総会 4月 1日(金) 午後2時30分から
4月現地調査 4月 8日(金) 調査委員は4/1決定
4月定例総会 4月11日(月) 午後1時30分から

議長： 以上で本日の議案はすべて終了いたしました。その他、質疑・意見等ございませんか。ないようですので、本日の総会はこれで閉会します。ご苦労様でした。

午後4時00分 閉会

議長 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印